

## 関内地区都市景観形成ガイドラインの一部改正に関する意見公募要領

関内地区では、景観計画と関内地区都市景観協議地区の内容を、事例等を交えて関内地区の景観の考え方を関内地区都市景観形成ガイドライン（平成20年4月）としてまとめています。

事業者との協議を円滑に進めるため、景観形成基準の一部について基準に対する考え方を分かりやすい表現として解説を作成し、地区別ガイドラインの山下町特定地区（水町通り及び海岸教会通りゾーン）については、景観協議行為指針をさらに具体化した運用の考え方を決めましたので、関内地区都市景観形成ガイドラインの一部を改正します。

つきましては、この改正案について、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで（必着）

### 2 意見提出方法

意見投稿用紙に記入し、次のいずれかの方法により、御提出願います。

【宛先】 横浜市都市整備局都心再生課あて

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-tosai@city.yokohama.jp

#### (2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

#### (3) F A Xの場合

F A X 番号：045-664-3551

### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

- 4 御不明な点についてのお問い合わせ先  
横浜市都市整備局都心再生課あて  
電話番号：045-671-3963

※電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上